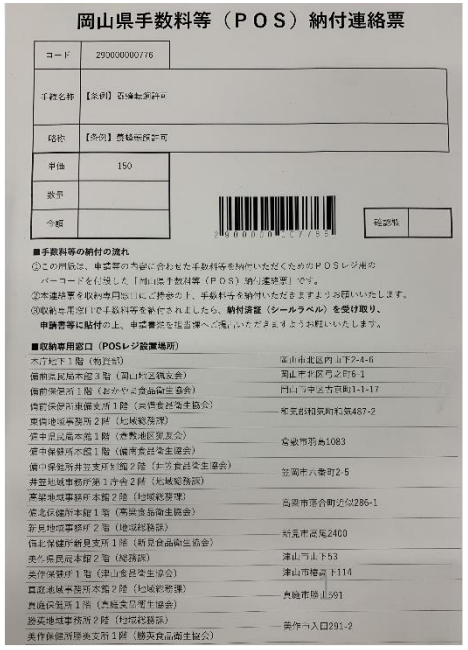
転飼許可申請書の
手数料納付方法について

○蜜蜂飼育にあたり知事の転飼許可を受ける場合は、転飼許可申請書を提出いただく必要があります。
○転飼許可申請の際は、1群につき150円の審査手数料がかかりますので、下記の方法により、手数料の納付をお願いします。

①「転飼許可申請書」に必要事項を記入して、県民局の担当窓口に持参。

②担当窓口において申請書の内容確認。
「岡山県手数料等(POS)納付連絡票」の交付を受ける。


岡山県手数料等（ＰＯＳ）納付連絡票

コード	2900000000776
手続名称	【条例】蜜蜂転飼許可
略称	【条例】蜜蜂転飼許可
単価	150
数量	
合計	

確認印

■手数料等の納付の流れ
①この用紙は、申請等の内容に合わせた手数料等を納付いただくためのＰＯＳレジ用のバーコードを印刷した「岡山県手数料等（ＰＯＳ）納付連絡票」です。
②本連絡票を収納専用窓口にご持参の上、手数料等を納付いただきますようお願いいたします。
③収納を確認（ＰＯＳ手数料等を納付されましたら、**納付済証（シールラベル）を受け取り、申請書等に貼付の上、申請書類を担当課へご提出いただきますようお願いいたします。**

■収納専用窓口（ＰＯＳレジ設置場所）

本庁地下１階（物質循環）	岡山市北区内山下2-4-6
備前県民局本館３階（岡山保健福祉課）	岡山市北区内山下2丁目6-1
備前保健所１階（おかやま食品衛生協会）	岡山市中区古京町1-1-17
備前保健所東備支所１階（美作食品衛生協会）	瀬戸内市邑久町虫明1気487-2
東備地域事務所２階（地域総務課）	
備中県民局高梁１階（高梁地区業友会）	高梁市落合町1083
備中保健所本館１階（備南食品衛生協会）	
備中保健所井笠支所１階（井笠食品衛生協会）	笠岡市六番町2-5
井笠地域事務所第１庁舎２階（地域総務課）	
高梁地域事務所本館２階（地域総務課）	高梁市落合町近似286-1
備北保健所本館１階（高梁食品衛生協会）	
新見地域事務所２階（地域総務課）	新見市高尾2400
備北保健所新見支所１階（新見食品衛生協会）	
美作県民局本館２階（総務課）	津山市山下53
美作保健所１階（津山食品衛生協会）	津山市椿高下114
真庭地域事務所本館２階（地域総務課）	真庭市勝山591
真庭保健所１階（真庭食品衛生協会）	
勝英地域事務所２階（地域総務課）	美作市入田291-2
美作保健所勝央支所１階（勝英食品衛生協会）	

③「岡山県手数料等(POS)納付連絡票」を収納専用窓口に持参する。
※収納専用窓口は各県民局、地域事務所内に設置

④収納専用窓口において支払いを行い、「納付済証」を受け取る。

⑤納付済証を貼付けした申請書を担当窓口に提出。


岡山県 納付済証
岡山県庁
出納局会計課収納出納員
再発行はできません。
2023年09月21日（木）09:53
290000000776
【条例】養蜂転飼許可
現金（金庫） 150
担:001 店:001 011-00043-01-0001